

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 4.11.4可決 参議院 11.7内閣委員会付託 11.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和4年8月8日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額及び勤勉手当の額の改定を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給表の改定

指定職俸給表等を除く俸給表について、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げる。

二、勤勉手当の改定

勤勉手当の支給割合について、年間0.1月分(指定職職員については年間0.05月分)引き上げる。

三、施行期日等

1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。ただし、一は令和4年4月1日から適用する。

2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 4.11.4可決 参議院 11.7内閣委員会付託 11.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給月額及び期末手当の改定

1 秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。

2 内閣総理大臣等(秘書官を除く。)の期末手当の支給割合について、年間0.05月分引き上げる。

二、施行期日等

1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。ただし、一の1は令和4年4月1日から適用する。

2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 4.11.4可決 参議院 11.7法務委員会付託 11.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、報酬月額の改定

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を引き上げる。

二、施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、令和4年4月1日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 4.11.4可決 参議院 11.7法務委員会付託 11.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給月額の改定

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を引き上げる。

二、施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、令和4年4月1日から適用する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 4.11.8修正議決 参議院 11.11厚生労働委員会付託 12.2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を講ずるため、都道府県知事は、管轄する区域内にある公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院の管理者に対し、新型インフルエンザ等感染症の患者等を入院させ、必要な医療を提供する等の当該医療機関が講ずべき措置等について通知するものとし、当該通知を受けた管理者は、それに基づく措置を講じなければならない。都道府県知事は、管轄する区域内にある医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、医療措置協定を締結するものとし、協議を求められた管理者は、その求めに応じなければならない。

二、保健所を設置する地方公共団体は、地域保健対策に関する法律に基づく調査研究及び試験検査であって、専門的な知識等を必要とするもの等を行うため、必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。

三、厚生労働大臣は、感染症対策物資等について、需要の増加等により、供給が不足し、又は供給が不足する蓋然性が高いと認められるため、感染症の発生を予防すること等が困難になることにより、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合において、当該感染症対策物資等の生産を促進することが必要であると認めるときは、生産業者に対し、その生産を促進するよう要請することができる。

四、市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を行うに当たっては、電子対象者確認の方法により、当該定期の予防接種等を受けようとする者がその対象者であることの確認を行うことができる。

五、検疫所長は、新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者であって居宅等から外出しないことの協力の求めに応じないもの等に対し、居宅等から外出しないことを指示することができる。

六、この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行する。

なお、衆議院において、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る医療の在り方、同感染症の新型インフルエンザ等感染症への位置付けの在り方並びに予防接種の有効性及び安全性に関する情報の公表の在り方についての検討規定を追加する修正が行われた。

【附帯決議】 (4.11.24厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、本法施行までに相当の期間があることに鑑み、本法成立後、施行までの期間においても本法の趣旨を踏まえた感染症対策の全体的な取組の強化に努力し、当面する感染拡大に十二分に備えること。

二、保健所設置自治体が予防計画を作成するに当たり、市町村の意見を十分に聴き、市町村の役割

を明確にし、保健所の負担軽減につながる方針を示すこと。

三、感染症危機時に確実に稼働する体制を構築するため、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療提供体制確保等の協定が多くの医療機関との間で締結され、医療を必要とする者に確実に医療が提供されることとなるよう、地域における感染症医療提供体制整備、特に感染症危機時にはその感染症の特性に応じて、病床の確保や外来診療の増加及びそれらのために不可欠な医療従事者の確保などに必要な支援を行うこと。

四、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療提供体制確保等の協定の履行確保措置を講ずるに当たっては、地域の実情に応じた適切な運用となるようにするとともに、協定に基づき履行すべき内容と履行確保措置のバランス、地域医療への影響等に十分配慮すること。

五、流行初期医療確保措置は、その費用の一部に保険料が充当される例外的かつ限定的な措置であり、実施される期間について、保険者等の負担に鑑み、速やかな補助金、診療報酬の上乗せにより、3箇月を基本として必要最小限の期間とすること。

六、新興感染症から国民の命を守るため、医療機関の協力が不可欠な状況に鑑み、平時からの備えに対する必要な支援を医療機関の経営面にも配慮し講ずること。

七、感染症危機に際しかかりつけ医等の地域の医療機関が可能な限り感染症医療を行うことができるよう、医薬品、個人防護具等の配布、治療方法の普及その他の必要な支援を行うこと。

八、感染症医療に対応する医療機関が、感染症患者と当該患者のかかりつけ医との関係を把握し、当該かかりつけ医等の地域の医療機関との連携を確保することができるような方策を検討し、速やかに必要な措置を講ずること。

九、地方衛生研究所について、本法の趣旨を踏まえ、法律上の位置付けを明確にしつつ、その体制整備等についての基本的な指針を地方公共団体に示すとともに、保健所及び地方衛生研究所の人員及び予算を確保し、試験及び検査、調査及び研究等のより一層の体制強化を図ること。

十、感染症対策及び予防接種事務に関するデジタル化及び情報基盤整備に当たっては、情報の流出の防止その他の国民のプライバシー情報の厳重管理を徹底すること。

十一、感染症対策物資等の確保に当たっては、その生産拠点が特定の外国に集中している場合に、生産要請や輸入要請等が実効的なものとならない可能性があることを踏まえ、当該物資等の国内生産の促進、備蓄の確保等の必要な対策を検討し実施すること。

十二、新型コロナウイルスの特性を考慮し、新型コロナワクチンの予防接種法上の扱いについて検討を行うこと。また、同ワクチンは本人又は保護者の意思により接種を受けるべきかを判断するものであること及びワクチンを接種していない者に対する差別、いじめ等の不利益取扱いは決して許されることではないことについて積極的な広報等により周知徹底すること。

十三、新型コロナウイルス感染症への対応において、検疫所における検査・人員体制の強化等が図られたことを踏まえ、今後も新興感染症等の発生に備えた即応体制を維持・強化できるよう、関係機関等と連携した定期的な訓練の実施、海外の感染症発生動向に係る調査・研究能力の強化、検疫感染症発生時における迅速な検査能力の確保など必要な対策に取り組むこと。

十四、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に苦しむ患者について、治療と就労を両立するための支援を検討し、速やかに必要な措置を講ずること。

十五、第204回国会において採択された「新型コロナウイルス感染症と筋痛性脳脊髄炎の研究に関する請願」に基づき、早急にC O V I D—19後にM E／C F Sを発症する可能性を調べる実態調査、並びにC O V I D—19とM E／C F Sに焦点を絞った研究を、神經免疫の専門家を中心開始する体制整備を行うこと。

十六、新型コロナワクチン接種後の遷延する症状について、速やかに実態を把握し、病態の解明に必要な調査研究を行うこと。

十七、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状及び新型コロナワクチン接種後の遷延する症状について、患者がかかりつけ医等の地域の医療機関での治療を受けられるよう必要な措置を講ずるとともに、その症状並びにその診断及び治療の方法に関する情報を収集し、整理し、及び分析し、その結果に基づき必要な情報を適切な方法により積極的に公表すること。

十八、薬事承認制度が製薬企業からの申請に基づくものであることを踏まえ、製薬企業の研究開発支援、申請時の企業負担の軽減、治験等の手続の簡素化、企業相談の実施その他の製薬企業の薬事承認申請を促進する措置を講ずるとともに、緊急時における国主導による医薬品等の確保の仕組みを検討し、必要な措置を講ずること。

十九、今回の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、かかりつけ医の役割、新型コロナ患者の健康観察を行う主体の在り方も含め、「ウィズコロナ」下におけるるべき地域保健医療提供体制について引き続き議論を進めること。

二十、「ウィズコロナ」への移行を更に進める観点や教育的観点から、今一度、関係省庁とも連携して、国民がマスク着用の必要のない場面で、マスクを外す判断ができる環境づくりを進めること。

二十一、現下の新型コロナウイルスの特性を踏まえ、科学的知見等に基づき適切なマスク着用の基準の見直しを検討するとともに、その結果をわかりやすく国民に伝えること。
右決議する。

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとし、当該求めに正当な理由なく応じない場合に宿泊を拒むことができることとするほか、旅館業その他の生活衛生関係営業等の事業譲渡に係る手続の整備等の措置を講じようとするものである。

競馬法の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 4.11.4可決 参議院 11.7農林水産委員会付託 11.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、競馬の健全な発展を図るとともに、競馬に対する国民の信頼を確保するため、地方競馬全国協会（以下「協会」という。）の資金確保措置の恒久化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、競馬活性化計画の目的及び記載事項の見直し

競馬活性化計画の目的を「事業の経営基盤の強化を図ること」とし、記載事項として、「競走体系の整備」及び「競走馬の競走能力の向上を図るための事業」を位置付けることとする。

二、協会の資金確保措置の恒久化及び延長

1 協会が地方競馬の活性化を図るために行う業務の資金確保のため、時限措置とされている協会の畜産振興勘定から競馬活性化勘定への資金の繰入措置を恒久化し、日本中央競馬会の特別振興資金から協会の競馬活性化勘定への資金交付措置の期限を5年間延長することとする。

2 協会が競走馬の生産の振興を図るために行う業務の資金確保のため、時限措置とされている日本中央競馬会の特別振興資金から協会の競走馬生産振興勘定への資金交付措置を恒久化することとする。

三、競馬の公正かつ円滑な実施を確保するために必要な措置の充実

1 協会の業務に、都道府県等に対して地方競馬の公正な実施を確保するために必要な支援を行うことを追加することとする。

2 協会が都道府県等に対し、免許業務を適正に行うために必要となる調教師又は騎手に関する情報の提供を求められることとともに、競馬主催者が競馬の円滑な実施を確保するために必要な処分を行うことができるよう必要な措置を講ずることとする。

四、罰則の強化

競馬関係者による勝馬投票券の購入等に関する罰金額の上限を「200万円」に引き上げることとする。

五、施行期日等

この法律は、令和5年4月1日から施行することとする。ただし、二の1（日本中央競馬会の資金交付措置を延長する部分に限る。）については公布の日、三の2及び四については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（4.11.10農林水産委員会議決）

我が国は古くより農耕や神事・祭事において馬に関わる文化を育み、現在も乗馬、在来種の保存、ホースセラピーなどが行われており、競馬が健全に発展することで、こうした馬事文化の継承・発展に寄与することが期待される。

インターネット投票が普及し、地方競馬においては、競馬活性化計画に基づき、主催者が収支改善のための取組を実施してきた結果、中央競馬は令和3事業年度に売得金が3兆円を超え、地方競馬でも令和2年度に29年ぶりに売得金が9,000億円を超えるなど、その売上は堅調な状況にある。引き続き堅調な売上を維持するためには、地方競馬の魅力の更なる向上、施設の老朽化への対応、馬産地の生産基盤の強化等が必要である。

一方、競馬関係者による不適切事案の発生は、競馬に対する国民の信頼が揺らぎかねない状況を生じさせた。

こうした状況を踏まえ、地方競馬がこれまで畜産振興や地域経済等に重要な役割を果たしてきたことに鑑み、更に地方競馬の振興を図るとともに、競馬に対する国民の信頼を確保していく必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 地方競馬への支援措置の拡充に当たっては、長期にわたり計画的に競馬活性化事業を実施することにより地方競馬の経営基盤の強化が図られ、地方競馬が畜産振興及び地方財政の改善に一層貢献できるよう指導すること。また、畜産振興勘定から競馬活性化勘定への繰入れはあくまで必要最小限とすべきものであり、繰入れの趣旨、目標を明確化した上で毎年の繰入れ状況を公開すること。併せて、繰入れに当たっては、法律の趣旨である畜産振興への寄与が阻害されないように十分配慮すること。さらに、目標達成状況を常に点検・検証し、繰入れ措置の見直しも含めて検討すること。
- 二 馬産地への支援の恒久化に当たっては、長期にわたり計画的に競走馬生産振興事業を実施することにより馬産地の生産基盤の強化や新たな発想をいかした就農の促進が図られ、競走馬の安定供給と強い馬づくりが推進されるよう指導すること。
- 三 競馬の売上げの一部が畜産振興、社会福祉事業等への貢献及び地方財政の改善に活用されることについて、国民一般の理解が一層深まるよう努めること。また、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進すること。
- 四 日本中央競馬会のレース映像提供施設に関しては、地方公共団体や広く地域の理解を得て設置すること。
- 五 売得金に占めるインターネット投票等の割合が年々増加する中において、競馬場の入場者数の増加は、競馬関連事業の継続発展や雇用を創出するなど地域経済へ寄与することが見込まれるため、家族連れで入場しやすい親しみのある競馬場づくり、ファンサービスの向上、競馬場周辺の観光との連携等来場促進の取組がなされるよう指導すること。
- 六 競馬における職場環境の整備や人材の確保が競馬の魅力の更なる向上に果たす役割に鑑み、警備員や厩舎で雇用される厩務員なども含めた全ての競馬事業に従事する者の社会保険の加入や競馬主催者間の賃金格差の縮小といった処遇や職場環境が改善するよう、また、研修の充実や技術の継承等による人材の育成・確保が図られるよう努めること。
- 七 本法に基づく地方競馬全国協会の資金確保措置による地方競馬の経営基盤の強化の状況を常に分析・検証し、その結果を公開するとともに、これに基づき、地方競馬の振興の在り方について

必要な措置の検討を進めること。

八 競馬関係団体間の密接な協力連携体制を構築し、競馬関係者に対する研修指導を強化すること等を通じて不適切事案の未然防止を図り、競馬に対する国民の信頼を確保すること。

九 引退した競走馬の多様な利活用による社会貢献等の観点からも命ある馬が可能な限り充実したセカンドキャリアを送ることができるようにすることの重要性に鑑み、こうした取組に対する競馬関係者による支援の拡充を促し、取組内容の充実が図られるよう指導すること。

右決議する。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 4.11.1可決 参議院 11.7外交防衛委員会付託 11.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生に支給される自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）に支給される学生手当の月額及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）に支給される生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。

二、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される12ヶ月期の期末手当の支給割合を100分の167.5とする。

三、自衛隊法第45条の2第1項の規定により採用された職員に支給される6ヶ月期及び12ヶ月期の勤勉手当の支給割合を100分の47.5等とする。

四、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される6ヶ月期及び12ヶ月期の期末手当の支給割合を100分の165とする。

五、本法律は、公布の日から施行し、一については、令和4年4月1日から適用する。ただし、三及び四については、令和5年4月1日から施行する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 4.11.21可決 参議院 12.5内閣委員会付託 12.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等の対象の拡大、公共施設等の管理者等が当該公共施設等の公共施設等運営権者の提案により実施方針のうち公共施設等の規模又は配置に係る事項を変更することを可能とする手続等の整備並びに株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務への民間支援業務の追加及び同機構が保有する株式等の処分に係る期限の延長を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定事業の対象となる公共施設等にスポーツ施設及び集会施設を追加する。

二、公共施設等運営権者は、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供のために公共施設等運営権に係る公共施設等について維持管理としての工事を行おうとする場合において、当該公共施設等運営権に関する実施方針の公共施設等の規模又は配置に関する事項の変更が必要であると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、当該事項の変更についての提案（以下「変更提案」という。）をすることができる。

三、変更提案を受けた公共施設等の管理者等は、遅滞なく、当該変更提案について検討を加え、当該変更提案に係る公共施設等の工事が公共施設等運営事業の適正かつ確実な実施の確保に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供のため必要があると認めるときは、当該変更提案に係る実施方針の変更の案の内容をその内容とする実施方針の変更をすることができる。

四、株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）の業務に、次に掲げる業務を追加する。

- 1 特定選定事業を支援する事業を実施する民間事業者に対する専門家の派遣
- 2 特定選定事業を支援する事業を実施する民間事業者に対する助言
- 3 特定事業を推進するために必要な調査及び情報の提供

五、機構は、令和10年3月31日までにその保有する株式等の処分を行うよう努めなければならないこととされているところ、当該期限を令和15年3月31日まで延長する。

六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (4.12.8内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 PFI事業を推進するに当たっては、民間が担うことによってコストの削減とサービスの向上が期待できる事業に限り実施されるよう徹底すること。
- 二 PFI事業の実施に当たっては、国民の安心・安全及び働く人の賃金・勤務労働条件に十分留意し、提供される公共サービスの水準が維持・向上されるとともに、地域経済の活性化に向けて地元企業、とりわけ中小企業の参画が促進されるよう、国及び地方公共団体が責任をもって管理すること。
- 三 PFI事業の事後評価及び諸外国の事例も含めた課題分析を行い、今後の事業実施に活かすこと。
- 四 株式会社民間資金等活用事業推進機構に対し、多額の国費が用いられていることに鑑み、出融資決定時及び実行後における当該出融資の情報開示を適切かつ定期的に行うよう求めるを通して、国民に対する説明責任を十分に果たすこと。
- 五 株式会社民間資金等活用事業推進機構は民間資金の呼び水の役割を果たすという設立の趣旨に鑑み、民業補完の原則に十分留意するとともに、民間インフラ投資市場の形成を延長期間内に行い、同機構の業務が早期に終了するよう最大限努めること。そのため、同機構が有するPFI事業に関する知見を地域金融機関に移転すること等を通じ、PFI事業に精通した民間の人材育成を積極的に図ること。

右決議する。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第10号)

(衆議院 4.11.1可決 参議院 11.1政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 11.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が令和5年3月、4月又は5月に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、選挙の期日

令和5年3月から5月までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙等について、いわゆる90日特例の規定による場合等を除き、原則として、その選挙の期日を、都道府県及び指定都市の選挙にあっては令和5年4月9日、指定都市以外の市、町村及び特別区の選挙にあっては同月23日に統一する。

二、立候補の禁止

都道府県又は指定都市の選挙の候補者となった者は、関係地域において行われる市区町村の選挙又は市区町村の選挙と同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の補欠選挙等の候補者となることができないものとする。

三、寄附等の禁止

寄附等の禁止期間を選挙の期日の90日前から当該選挙の期日までの期間とする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 4.11.1可決 参議院 11.1政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 11.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国外に居住している国民の最高裁判所裁判官国民審査における審査権行使の機会を保障するため、在外投票を可能とするとともに、遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員等の審査の投票の機会を確保するため、海上投票等を可能とするほか、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、在外投票に関する事項

- 1 国民審査について、在外選挙人名簿に登録されている審査人による投票を可能とし、在外選挙と同様、在外公館等における在外投票、郵便等による在外投票及び国内における投票を行うことができるようとする。
- 2 投票用紙には、点字による審査の投票に用いるものを除き、1から15までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設け、中央選挙管理会は、審査の告示の際に、審査に付される裁判官の氏名の告示順序を示す番号を告示することとする。
- 3 審査人は、罷免を可とする裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで、投票することとする。

二、海上投票等に関する事項

遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員等が衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙において行うことができるファクシミリ装置を用いる投票方法である海上投票等について、国民審査についても行うことができるようとする。

三、その他

- 1 審査に付される裁判官の氏名及び告示番号の周知等に係る規定の整備、開票立会人の選任に係る規定の整備、審査分会立会人及び審査立会人の選任要件の緩和、投票等の保存に関する事務の合理化等を行う。
- 2 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

民法等の一部を改正する法律案(閣法第12号)

(衆議院 4.11.17可決 参議院 11.18法務委員会付託 12.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、無戸籍者の問題を解消し、児童虐待を防止するなどの観点から、民法等の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、民法の一部改正

- 1 女性が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものは夫の子と推定する旨の規定を設けるとともに、子を懐胎した時から子の出生の時までの間に複数の婚姻をしていたときは、子の出生の直近の婚姻における夫の子と推定する旨の規定を設ける。
- 2 女性に係る再婚禁止期間に関する規定を削除する。
- 3 父による嫡出否認の訴えの出訴期間を父が子の出生を知った時から3年に伸長するとともに、嫡出推定の否認権者を子及び母に拡大し、母の前夫の否認権を新設するほか、子が自ら否認権を行使するための出訴期間の特則を設ける。

- 4 事実に反する認知について、争うことができる期間等に関する規定を設ける。
 - 5 親権者の懲戒権に関する規定を削除するとともに、子に対する監護及び教育における子の人格を尊重する義務や体罰等の禁止等に関する規定を設ける。
- 二、国籍法を一部改正し、事実に反する認知によっては日本国籍を取得できないものとする規定を設ける。
- 三、人事訴訟法及び家事事件手続法を一部改正し、子の出生の直近の婚姻の夫の子との推定が否認された場合等に裁判所が判決又は審判の内容を前夫に通知する旨の規定等を設ける。
- 四、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律を一部改正し、第三者の精子を用いた生殖補助医療により出生した子について、妻及び子の嫡出否認権を制限する規定を設ける。
- 五、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律を一部改正し、親権者や児童相談所長等が児童に対して行う監護、教育及び懲戒に関する必要な措置について、一5と同様の見直しを行う規定を設ける。
- 六、この法律は、原則として、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (4.12.8法務委員会議決)

- 政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。
- 一 嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止など本法による改正内容について十分な周知に努めること。特に、本法の施行の日前に生まれた子に適用される子及び母の否認権の行使については本法の施行の日から1年間に限り認められていることに鑑み、対象となる無戸籍者等に対する周知が遺漏なく行われるよう努めること。
 - 二 本改正が無戸籍者対策として行われることに伴い、無戸籍者が司法手続を利用しやすくなるための支援や、行政サービスを受けられるよう、関係機関が綿密な連携に努めること。
 - 三 母や子が父を相手に否認権を行使するに当たり、DVや児童虐待等がある場合があることを踏まえ、相手方と対面することなく、また、相手方に住所等を知られることなく手続を行うことができる措置を講じるなどの柔軟な運用について周知すること。
 - 四 本法施行後も、本改正が無戸籍者問題の解消に資するものとなっているかを継続して検証し、必要に応じて、嫡出推定制度等について更なる検討を行うこと。
 - 五 国籍法第3条の改正により、国籍取得後に事実に反する認知が明らかとなった場合には、認知の無効を争うことができなくなった後であっても当該認知された子の国籍取得が当初から無効であったこととなり日本国籍が認められなくなることを踏まえ、無国籍者の発生防止・削減の観点や日本人として生活していた実態等を十分に勘案して、当該子の法的地位を速やかに安定させよう、帰化又は在留資格の付与に係る手続において柔軟かつ人道的な対応を行うこと。
 - 六 政府は、本法施行後、国籍取得後に事実に反する認知が明らかになり、国籍取得が当初から無効となる子の件数及びその原因を把握し、必要に応じて、それに伴う課題等の有無を検討すること。
 - 七 民法の懲戒権の規定に関しては、児童虐待の口実として使われることを防止するために当該規定の削除等が行われることを踏まえ、体罰等は許されないという認識を社会全体で共有するため積極的かつ細やかな広報活動を行うなど、本改正の趣旨についての周知徹底及び関係機関との連携に努めること。

右決議する。

**ガス事業法及び独立行政法人工エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案
(閣法第13号)**

(衆議院 4.11.4可決 参議院 11.7経済産業委員会付託 11.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、液化天然ガスの確保をめぐる国際的な緊張の高まりを踏まえ、緊急時において経済

産業大臣が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）に液化天然ガスの調達を要請することができることとともに、ガスの需給を調整するためガスの使用を制限することを可能とする措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 ガス事業法の一部改正

- 1 経済産業大臣は、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、ガスの製造の用に供する液化天然ガスの調達が特に必要であり、かつ、機構以外の者による調達を困難とする特別の事情があると認めるときは、機構に対し、当該液化天然ガスの調達を要請することができるとしている。
- 2 経済産業大臣は、ガスの需給の調整を行わなければガスの供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、ガス小売事業者等からガスの供給を受ける者に対し、その使用するガスの量の限度を定めて、ガスの使用を制限すべきこと等を命じ、又は勧告することができるとしている。
- 3 経済産業大臣は、2の規定の施行に必要な限度において、ガス小売事業者等からガスの供給を受ける者に対し、ガスの使用の状況その他必要な事項について報告を求めることができるとしている。
- 4 2及び3に係る違反行為をした者について罰則を措置する。

二 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部改正

機構の業務に一の1の規定による液化天然ガスの調達業務を追加する。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（4.11.10経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 電力・ガスを含め、国民が安心して暮らせる我が国のあるべきエネルギー・ミックスの姿を広く示し、その実現に必要な政策的措置を含めて、国会での議論を丁寧に進めながら、政府として責任を持ってその実現に向けた取組を推し進めること。ガス分野においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、合成メタンを製造するためのメタナーション技術の開発や効率的な熱利用等の熱需要における脱炭素化の促進のために実効的な措置を講ずること。また、安定的なエネルギー供給の確保の観点から、国内におけるバイオマスやメタンハイドレート等の資源開発を更に推進すること。
- 二 緊急時における独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）に対する経済産業大臣による液化天然ガス（LNG）の調達要請については、その要件をあらかじめ具体的に定めること等により、予見可能性を高めるよう努めること。また、LNGの調達から利用まで相当な時間を要することから、世界的なLNGの需給状況を踏まえつつ、民間事業者と緊密に連携をとって、緊急時に速やかに必要な調達が行われるよう万全を期すこと。
- 三 LNGは、都市ガス用のみならず発電用にも使用されることに鑑み、緊急時にJOGMECが調達するLNGの事業者への供給については、運用の明確化を図り、適切な配分が行われるよう努めること。また、JOGMECによる調達価格と手数料の転嫁に当たっては、過大な転嫁となるないよう内容を吟味すること。
- 四 緊急時にJOGMECがLNG調達に関する業務を適切に実施できるよう、あらかじめ業務内容を定めるとともに、民間事業者との役割分担を明示し、その体制の整備に必要な措置を講ずること。また、資源開発は投資の回収期間が長く不確実性の高い事業であるが、過度な繰越欠損金の計上が継続しないように、事業計画の確認や業務の実績評価を適切に行うこと。
- 五 ガスの使用制限を実施するに当たっては、対象となる需要家等の予見可能性を確保するため、事前に十分な調整を行うとともに、制度の趣旨及び対象範囲や制限の方法等について国民や関係者に対する周知徹底を図るなど、制度の運用に万全を期すこと。また、使用制限による需要家へ

の影響が最小限に抑えられるよう、できる限り勧告制度を活用するなど、十分に配慮すること。

六 ガスの使用を制限することは、国民生活及び企業活動等に重大な影響を与えるおそれがあることに鑑み、平時から、資源外交の積極的な展開、LNGの開発・調達に対する戦略的な支援、取引の柔軟化に向けた更なる取組等を通じて、LNGの低廉かつ安定的な調達に努めるとともに、需要家に対する節ガスの呼びかけや経済インセンティブの活用等を進めるなど、ガスの需給両面において可能な限りの対策を講ずること。

右決議する。

港湾法の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 4.11.4可決 参議院 11.7国土交通委員会付託 11.11本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一 港湾における脱炭素化の推進

- 1 船舶役務用施設及び港湾役務提供用移動施設として、船舶のための給油及び給炭の用に供する施設等以外の船舶のための動力源の供給の用に供する施設等を追加することとする。
- 2 港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針を定めるに当たって、地球温暖化の防止及び気候の変動への適応のため果たすべき港湾等の役割に配慮するものとする。
- 3 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画を作成することができるとする。
- 4 港湾脱炭素化推進計画を作成しようとする港湾管理者は、同計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、港湾脱炭素化推進協議会を組織することとする。
- 5 港湾脱炭素化推進計画を作成した港湾管理者は、同計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、分区の区域内において、脱炭素化推進地区を定め、条例で、当該地区内における構築物の用途規制を強化し、又は緩和することとする。

二 港湾の機能の安定的な維持及び港湾の管理、利用等の効率化

- 1 港湾において、港湾の環境の整備に関する事業を実施するため、行政財産である緑地等の貸付けを受けようとする者は、港湾環境整備計画を作成し、当該港湾の港湾管理者の認定を申請することができることとし、当該港湾の港湾管理者は、同計画の内容が港湾計画等に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 2 国土交通大臣が、港湾管理者から要請があり、かつ、当該港湾管理者における業務の実施体制等を勘案して必要があると認めるときに、当該港湾管理者の管理する港湾施設の管理を行うことができる制度について、その適用が可能な場合を、非常災害、世界的規模の感染症の流行その他の港湾の機能を著しく損なうおそれのある事象が発生した場合とすることとする。

三 その他所要の改正を行うこととする。

四 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】 (4.11.10国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 我が国の産業や港湾の国際競争力強化につなげるため、港湾における脱炭素化の取組を着実に推進するとともに、国際戦略港湾政策の強化、港湾の技術革新、港湾運営の諸課題の改善などに早期かつ適切に対応すること。また、港湾における脱炭素化の推進には船社等港湾の利用者による取組も極めて重要であることから、水素やアンモニアを動力源とする船舶の利用見込みやこれらによる脱炭素化の数値目標、効果についても指標として明確化するとともに、これらの船舶の早期実用化に向け必要となる技術開発への支援にも努めること。
- 二 港湾における脱炭素化の推進のため、地方港湾に対しても、港湾脱炭素化推進計画の策定を促すとともに、事業者が同計画に基づく港湾脱炭素化促進事業により取得する荷役機械に対する税制上の措置のみならず、同計画に伴って整備する港湾施設への補助等の予算措置について検討す

ること。あわせて、老朽化した港湾施設の更新、周辺道路の整備、航路の浚渫等、港湾管理に必要な事業に対する支援についても充実を図ること。

特に、水素等の関連施設における安全対策や保安対策については、港湾管理者等とともに万全を期すこと。

三 港湾脱炭素化推進計画の実効性確保の観点から、関係事業者の劳使双方が港湾脱炭素化推進協議会の構成員として参画できるよう、港湾管理者に配慮を求めるここと。

特に、脱炭素化への取組や情報通信技術の活用が港湾労働者の雇用・就労に悪影響を及ぼさないよう関係者間の調整を十分に図ること。

四 感染症等のリスク発生時における港湾施設の管理代行が円滑に行われ、その機能が確実に維持されるよう、港湾管理者が要請を行うべき状況を事前に検討し、平常時から連携体制を確立する等十分に備えておくこと。

五 港湾の緑地等の再整備等における民間事業者の活用に当たっては、都市部から離れた港湾にあっても、魅力ある賑わい空間が創出できるよう、アクセス確保の在り方について検討すること。また、港湾における観光と物流の振興を両立させるため、観光客の増加によるオーバーツーリズムが物流に悪影響を及ぼさないよう港湾管理者等に適切な取組を促し、そのために必要な支援を行うこと。

六 港湾の緑地等の再整備における民間事業者の収益の充当に当たっては、同事業者の意見が十分に反映されるものとなるようにするとともに、認定された港湾環境整備計画以外の再整備等に関しては、民間事業者の収益を充当することができないよう、港湾管理者に配慮を求めるここと。また、港湾管理者が民間事業者の作成する港湾環境整備計画の認定を適切に行えるよう、技術的助言やノウハウの提供を行うこと。

七 気候変動や巨大地震による大規模災害に備えるとともに、災害時に早急な災害復旧を図れるよう、港湾における防災・減災対策を着実に推進し、そのために必要な国や港湾管理者の職員の確保に努めること。また、国や港湾管理者が行う港湾工事のための調査等を委託した民間事業者に対して立入権限が付与されることについて、港湾区域内の土地所有者等に十分な周知を図ること。

右決議する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 4.11.10可決 参議院 11.10政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 11.18 本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、令和2年の国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った勧告を受けて、当該勧告どおり25都道府県において140選挙区の改定を行う。

二、令和2年の国勢調査の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙すべき議員の数を東京都選挙区で2、南関東選挙区で1増加するとともに、東北選挙区、北陸信越選挙区及び中国選挙区で1ずつ減少させる。

三、この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法の規定は、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用する。

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 4.11.15可決 参議院 11.16内閣委員会付託 12.2本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍

- 結等に関する特別措置法の一部改正として、国家公安委員会による公告の対象となった大量破壊兵器関連計画等関係者を財産の凍結等の措置の対象とし、金銭以外のその財産的価値の移転が容易な財産に係る債務の履行を受けること等を、財産の凍結等の措置の対象となる者が許可を受けるべき行為に追加する。
- 二、外国為替及び外国貿易法の一部改正として、電子決済手段に関する取引を資本取引規制の対象とともに、電子決済手段等取引業者等に顧客の本人確認義務及び資産凍結措置に係る確認義務を課す等の措置を講ずるほか、外国為替取引等取扱業者が遵守すべき基準に従って外国為替取引等を行う義務を課す。
- 三、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正として、犯罪収益等隠匿罪等の法定刑を引き上げるとともに、犯罪収益等として没収することができる財産を拡大する。
- 四、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正として、薬物犯罪収益等隠匿罪等の法定刑を引き上げる。
- 五、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の处罚に関する法律の一部改正として、国際的に保護される者を殺害する行為その他の一定の犯罪行為を「特定犯罪行為」と定義した上で、各处罚規定について、特定犯罪行為のための資金等の提供等を处罚対象に加えるとともに、法定刑を引き上げる。
- 六、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正として、司法書士等、行政書士等、公認会計士等及び税理士等が顧客等との間で行う取引時の確認事項に、取引を行う目的等の事項を追加するほか、行政書士等、公認会計士等及び税理士等が行う疑わしい取引の届出に関する規定を整備する。また、外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知事項に、支払又は移転の相手方の本人特定事項等を加えるほか、暗号資産の移転についても通知義務の対象とする。
- 七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 【附帯決議】** (4. 11. 24内閣委員会議決)
- 政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。
- 一 司法書士等、行政書士等、公認会計士等及び税理士等に対し、新たに取引時の確認事項として、取引を行う目的、職業又は事業の内容及び実質的支配者の本人特定事項が追加されることから、円滑に取引時確認が行われるよう、法改正の内容を国民に対して十分に周知・広報し、実効的なマネー・ローンダリング対策等の実現に万全を期すること。
- 二 金融機関等において旧姓等本名と異なる名義により開設された口座がマネー・ローンダリング等に悪用される懸念があることを踏まえ、マネー・ローンダリング対策等を適切に講ずる観点から、必要な対応を検討すること。
- 右決議する。
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案(閣法第17号)**
- (衆議院 4. 11. 21可決 参議院 12. 5厚生労働委員会付託 12. 10本会議可決)
- 【要旨】**
- 本法律案は、障害者等の地域生活及び就労を支援するための施策の強化により、障害者等が希望する生活を営むことができる社会を実現するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主要内容は次のとおりである。
- 一、共同生活援助の支援内容に、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助を行うことを追加する。
- 二、市町村は、地域生活支援拠点等を整備するものとし、基幹相談支援センター設置に努めるものとする。

- 三、障害者の就労に関する適性等の評価等の結果に基づき便宜を供与する「就労選択支援」を創設する。公共職業安定所等は、当該支援を受けた者に対して、当該結果を参考に、職業指導等を行うものとする。
- 四、週所定労働時間が特に短い重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者を雇用した場合の雇用率算定における特例を創設する。
- 五、障害者雇用調整金及び報奨金の支給の見直し及び対象障害者である労働者の職場への適応を容易にするための措置に要する費用等に充てるための助成金の支給を行うこととする。
- 六、精神科病院の管理者は、医療保護入院について患者の家族等が同意又は不同意の意思表示を行わない場合に、市町村長の同意により医療保護入院を行うことができるものとする。
- 七、都道府県は、市町村長の同意による医療保護入院者等に対し、入院者訪問支援員が、その者の求めに応じ、入院中の生活に関する相談等の支援を行う事業を行うことができるものとする。
- 八、精神科病院における業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県に通報しなければならないものとする。
- 九、指定難病の患者に係る特定医療費及び小児慢性特定疾病児童等に係る医療費の支給認定は、指定医が、病状の程度が厚生労働大臣が定める程度であると診断した日等に遡ってその効力を生ずるものとする。
- 十、都道府県は、指定難病にかかっている旨等を書面等により証明する事業を行うよう努めるものとする。
- 十一、匿名障害福祉等関連情報、匿名指定難病関連情報等の利用又は提供の仕組みについて定める。
- 十二、この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行する。

【附帯決議】 (4. 12. 8厚生労働委員会議決)

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
- 一、グループホームにおける一人暮らし等に向けた支援の実施に当たっては、福祉からの卒業として一人暮らし等への過度な誘導につながらないよう、新たなグループホームの類型の創設については丁寧に検討し、本人の意思を尊重して個別に必要な支援が適切に提供されるようにすること。
- 二、国連障害者権利委員会の対日審査の総括所見における指摘事項を踏まえ、地域移行を着実に進めるため、多様な障害当事者の意見も踏まえ、障害福祉計画の地域移行者数の目標値を適切に設定し、具体的な地域移行の計画を立案すること。また、入所者の重度化や高齢化が進み、近年、施設入所者数の減少が緩やかになってきており現状を踏まえつつも、地域移行の推進の観点も考慮し、障害福祉計画の施設入所者数の削減目標について適切な目標値を設定すること。その際、施設入所に頼らず地域で安心して暮らせるための環境整備・資源の確保に努めること。さらに、地域生活支援拠点等の役割の明確化や機能強化、拠点コーディネーターの役割の整理や配置の促進など地域移行を効果的、計画的に推進するための方策について検討し、必要な措置を講ずること。
- 三、重度障害者の職場及び通勤中における介護について、現在実施している雇用と福祉の連携による取組の実施状況や、重度障害者の働き方や介助の実態を把握した上で、連携の取組の改善及び支援の在り方について検討すること。また、重度障害児の学校及び通学中における介護の在り方についても、教育と福祉の連携による取組の実施状況を踏まえて検討すること。さらに、地域生活支援事業により実施されている移動支援について、個別給付とともに含め、その見直しを検討すること。
- 四、障害者に対する介護保険優先原則の運用に当たっては、一律に介護保険サービスを優先するのではなく、重度訪問介護も含め、個々の障害者が必要とする支援を受けられるよう、地方公共団体に周知すること。
- 五、障害福祉サービス等報酬改定に当たっては、加算を増やして報酬体系をいたずらに複雑化させないように留意しつつ、必要な人員を確保し、適切なサービスが提供されるようにすること。また、コロナ禍において原油価格や物価の高騰に直面し、経営への影響が懸念されている全国の障害福祉サービス事業所を支援するため、必要な措置を講ずること。

六、多様なピアソーターの活動の価値や専門性を分かりやすく伝える観点も踏まえつつ、障害者ピアサポート研修事業の研修カリキュラムの見直しを検討すること。

七、進行性の障害の状態を踏まえた必要な支援が受けられるよう、障害支援区分の認定や障害福祉サービスの支給決定に係る適切な運用を推進し、周知すること。

八、失語症に関し、身体障害者手帳の等級の認定基準等を見直すよう、検討するほか、失語症者向け意思疎通支援者等の派遣事業の全国的な実施等、失語症者が障害者総合支援法に基づく必要な支援を受けられるよう、検討するとともに、循環器病対策推進基本計画の記載事項も含めて、失語症者が社会生活を円滑に営むために必要な支援体制の整備等についてしっかりと検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

九、放課後児童クラブのインクルーシブ化を推進するとともに、障害児の特性に応じた適切な支援に努めること。

十、就労選択支援におけるアセスメントを実施する際には、本人による選択と決定を重視するとともに、一般就労への過度な誘導等による福祉サービスの利用の抑制につながらないよう留意すること。

十一、重度障害者に対する職場における支援のための助成金の利用が低調な理由について分析するとともに、重度障害者の就労ニーズの掘り起こし等を検討すること。

十二、難病患者など障害者手帳は取得できないが障害によって働きづらさを抱える者への就労支援のために必要となる就労能力の判定の在り方について検討し、必要な施策を講ずること。

十三、障害者雇用率制度における除外率制度の早期廃止に向けた取組を行うほか、事業主が、単に雇用率の達成のみを目的として雇用主に代わって障害者に職場や業務を提供するいわゆる障害者雇用代行ビジネスを利用することがないよう、事業主への周知、指導等の措置を検討すること。

十四、医療保護入院の入院期間の上限については、厚生労働省令において6月を下回る可能な限り短い期間を設定するとともに、医療保護入院者退院支援委員会には、入院者本人及び本人の地域移行を支援する者を参加させることとし、入院期間の更新やみなし同意によって事実上の長期入院とならないよう、安易に更新が繰り返されないようにするための措置を講ずること。

十五、家族等が同意又は不同意の意思表示をしない場合において市町村長の同意が安易に行われ、医療保護入院が増加することがないよう、必要な措置を講ずること。また、医療保護入院には、家族等の負担過重や患者の権利擁護の観点から廃止されるべきとの指摘があることを踏まえ、その在り方について、精神疾患の特性も踏まえながら速やかに検討を行うこと。

十六、国連障害者権利委員会の対日審査の総括所見における、精神保健福祉法及び心神喪失者等医療観察法の規定に基づく精神障害者への非自発的入院及び強制的な治療等の廃止、精神医療を一般医療から分離する制度の解消等の勧告を踏まえ、精神科医療と他科の医療との政策体系の関係性を整理し、精神医療に関する法制度の見直しについて、精神疾患の特性も踏まえながら、精神障害者団体の参画による検討によって、必要な措置を講ずること。

十七、入院者訪問支援事業が、市町村長同意の医療保護入院者に限らず精神科病院に入院している全ての精神障害者の権利擁護のためのアドボケイトとして機能するよう、入院者訪問支援員の研修など事業の実施体制の整備に万全を期すこと。

十八、本法施行後の精神科病院の業務従事者による虐待についての通報の仕組みの実施状況を踏まえ、障害者虐待防止法における、病院での虐待の防止と報告を確保するための更なる取組について検討すること。

十九、隔離・身体的拘束に関する切迫性、非代替性、一時性の要件を明確にするため、厚生労働大臣告示の改正を進めるに当たっては、関係団体との意見交換の場を設け、患者に対する治療が困難という文言やそれに類似する文言の使用によらない方策を検討し、隔離・身体的拘束の対象が実質的にも限定されるよう必要な措置を講ずること。

二十、地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドラインについては、原則として警察又は警察関係者を参加させるべきではないとの観点から必要な措置を講ずるとともに、措置入院の運用に関するガイドラインについては、自立支援協議会等が関係者による協議の場として

- 活用されることのないよう、適切に運用するために、必要な措置を講ずることについて検討すること。
- 二十一、精神科病院の入院患者のより一層の地域移行を促進し、精神病床数の削減を図っていく必要があることから、第8次医療計画の中間指標では、精神科病院の非自発的入院の縮減を把握する指標例とともに、精神病床の削減のための目標値の設定について検討すること。
- 二十二、障害福祉関係データベースの運用に当たっては、障害当事者の意見が反映される仕組みを作るとともに、本データベースに収集されたデータは、障害者権利条約第31条第2項の規定の趣旨を踏まえ、障害者がその権利行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するなど、障害者の福祉を増進するために利用されるよう検討すること。
- 二十三、障害福祉サービスに係る適切な提供体制の確保等を図る観点から、地方公共団体における障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に当たっては、障害福祉等関連情報等の利用やロジックモデル等のツールの活用を促すことなどを検討し、P D C Aサイクルに基づく計画の立案、評価及び見直しなど、実効的な計画の策定が行われるよう努めること。
- 二十四、指定難病及び重症度分類の基準の選定に当たっては、引き続き、医学的見地に基づく日常生活上の困難さも十分考慮すること。また、小児慢性特定疾病について、成人後も切れ目がない治療が可能となるよう指定難病に指定することを検討すること。
- 二十五、難病患者等に対する医療費助成の前倒しに当たっては、申請日から医療費助成の対象の病状であると診断された日まで十分に遡って助成の対象とすること。また、自己負担限度額の在り方について、引き続き、必要なデータ収集を行うこと。
- 二十六、就労支援、医療・福祉、ピアサポート等、多岐にわたる相談業務を担う難病相談支援センターについて、関係機関との連携を密にしつつ、それぞれの強みを活かした相談支援を充実させるとともに、地域間格差が生じないよう必要な人員の確保や研修等による職員の質の向上に努めること。また、難病対策地域協議会等が設置されていない都道府県等に対し、十分な協議が行われるよう、その設置を促すとともに、医療的ケア児等の他の協議会と共同で開催できる旨の周知に努めること。
- 二十七、難病患者等が地域において適切な医療を受けることができるよう、必要な予算や人員を確保しつつ、難病診療連携拠点病院を中心とした医療機関間の連携や移行期医療の体制整備などに取り組むこと。また、難病患者等の診療が制限を受けることは、命に直結することから、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中でも、診療に制限がかかることのないよう万全の対策を講ずること。
- 二十八、難病患者等が治療によって、就労・就学において不利益な扱いを受けることがないよう、また、オンライン等の手段を活用し学習を継続できるよう環境の整備に万全を期すこと。就労については、病気休暇等の普及促進、難病患者の障害者雇用率制度における取扱いの検討及び事業主への正しい理解の啓発に取り組むとともに、働きやすい環境整備に取り組むこと。
- 二十九、難病の根治に向けた研究、治療法の確立に資するデータベースの構築を図るため、データ登録の促進に努めるとともに、オンライン化を始めとした事務手続の簡略化を図ること。また、取り扱うデータは遺伝情報等が含まれることから、登録データのセキュリティ対策には万全を期すとともに、利活用の範囲については慎重に検討すること。さらに、登録者証のマイナンバーとの連携に当たっては、疾病情報を基にした偏見や差別につながらないよう十分に留意すること。
- 三十、長期療養を必要とする難病等に苦しむ者や子どもが地域において適切な福祉サービスを享受できるよう、地方自治体が作成する障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針にその趣旨を明記すること。
- 三十一、難病に苦しむ者の就労状況の実態把握に努め、治療を躊躇することなく、就労できる環境を創出するための、関係制度の検討及び他領域にまたがる政策の連携を通じた、支援策の充実に努めること。
- 三十二、包括的な難病等対策を実現するため、難病等に対する有効な新規治療薬・治療方法の開発を進めるとともに、新たに治療薬が実用化された場合などにおいて、早期診断及び早期治療が可

能となるような医療提供体制を早急に整備すること。

三十三、新生児マススクリーニング事業について、全国の地方自治体において適切に検査が実施され、検査の結果治療が必要となる新生児に対し、最新の知見を基に最適な治療が受けられるよう国の責任において当該事業の推進を図ること。

三十四、指定難病患者等だけでなく、障害者総合支援法が指定難病以外に独自に対象としている疾患の患者についても、福祉サービスの円滑な利用の促進を図るため、必要な周知に努めること。

三十五、施行後5年の見直しを待たず、国連障害者権利委員会の対日審査の総括所見の内容を踏まえ、次回の定期報告が令和10年とされていることを見据え、当事者参画の下で速やかに見直しに向けた検討を開始すること。

右決議する。

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 4.12.8可決 参議院 12.8消費者問題に関する特別委員会付託 12.10本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、消費者契約法の一部改正

1 意思表示を取り消すことができる不当な勧誘行為の類型を改正し、事業者が消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益回避することができないとの不安をあおり、又はそのような不安を抱いていることに乘じて、その重大な不利益回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げるものとする。

2 1の不当な勧誘行為に係る取消権の行使期間を、追認をすることができる時から3年間、消費者契約の締結の時から10年を経過したときに伸長する。

二、独立行政法人国民生活センター法の一部改正

1 独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）の業務に、適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行うことを追加する。

2 紛争解決委員会は、適正かつ迅速な審理を実現するため、和解仲介手続及び仲裁の手続を計画的に実施しなければならないものとともに、当事者は、適正かつ迅速な審理を実現するため、紛争解決委員会による和解仲介手続及び仲裁の手続の計画的な実施に協力するものとする。

3 センターは、消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益を保護するため特に必要があると認めるときは、消費者紛争の当事者である事業者の名称等を公表することができるものとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附帯決議】（4.12.10消費者問題に関する特別委員会議決）

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条の検討に当たっては、国会における審議において実効性に課題が示された点について検討し、必要な措置を講ずること。その際、不当な勧誘行為による被害者、被害対策に携わる弁護士等関係者を含む多様な者の意見を聴取しつつ、検討を進めること。

二 円滑な法運用を可能とすべく、法施行後、政府は速やかに行政措置の基準を示すとともに、配慮義務の内容についても具体例を示すなどして周知すること。また、配慮義務規定に定められた自由な意思を抑圧し、適切な判断ができない状況等の具体例について、継続的に事例の収集、分析を行うこと。

- 三 効果的に取消権の行使や配慮義務規定の活用ができるようにするため、政府は、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案（以下「新法」という。）及び消費者契約法改正案の国会における審議を踏まえて、その解釈について、十分な周知をすること。
- 四 新法が、寄附勧誘の不法行為該当性に関してこれまで裁判所で示されてきた解釈を限定する趣旨のものではないことを確認し、周知徹底すること。
- 五 禁止行為の違反に対する法人等への勧告・命令を実効あるものとするため、罰則の適用に当たっては、実行者のみが制裁対象となることがないよう両罰規定を設けた趣旨を踏まえ、新法の規定内容・趣旨について、関係機関等に対して周知すること。
- 六 悪質な勧誘行為を受けたことにより、取消権又は債権者代位権を有している者が、実際にはその取消権又は債権者代位権を行使することができない事態が生じないよう、法テラス等においてきめ細かな相談体制を構築するとともに、相談体制の整備に留まらず、権利行使の実効性確保に必要な支援措置を十分に講ずること。その上で、活用状況の確認をしつつ必要な措置を講ずること。
- 七 親権者が寄附をしている場合には未成年の子が債権者代位権を行使することは困難であることから、未成年者の子の援助を充実すること。
- 八 霊感商法等の悪質商法への対策検討会で示された家族による財産保全又は管理の制度について現状や課題を把握し、必要な検討を行うこと。
- 九 国は、法人等からの不当な勧誘により寄附をした者等の実効的救済を図るため、日本司法支援センターを中心とする関係機関及び関係団体等相互間の連携を緊密に図り、包括的な支援体制の整備・強化及びその周知広報を徹底するとともに、償還免除の拡大、給付制の導入、常勤弁護士や契約弁護士の積極的活用等を含め、民事法律扶助制度の充実・強化やこれを実現するための日本司法支援センターの人的・物的体制の拡充に向けた検討を進め、必要な措置を講ずること。
- 十 親族間の問題、心の悩み、宗教2世を含む子どもが抱える問題等の解決に向け、法的支援にとどまらず、心理専門家によるカウンセリング等の精神的支援、児童虐待や生活困窮問題の解決に向けた支援等を一体的・迅速に提供するなどの支援体制を構築すること。成人した宗教2世についても、親子間の葛藤や心の悩み、就職等も含め社会参画の困難性を抱えていることから、同様の支援や、就労の支援等の支援体制を構築すること。
- 十一 不当な勧誘行為によって、既に多くの被害者やその家族が困窮している現状に鑑み、新法の適用外となる被害者等に対する支援について検討し、必要な措置をできるだけ速やかに講ずること。また、被害者等を支援する団体や困惑からの回復を支援する団体に対する支援についても検討し、措置すること。
- 十二 円滑な法運用を可能とすべく、法施行後、政府は速やかに国会での答弁内容を含めて条文解説、Q&Aなどを作成し、消費者、事業者、各種の裁判外紛争処理機関、都道府県及び市区町村における消費者行政担当者等に十分周知し、ホームページ等において公表すること。また、禁止行為の違反に対する行政措置については、当該措置が十分に機能するよう体制を整備すること。
- 十三 行政措置を導入して民事ルールと相まって被害の防止・救済を実現しようとする新法の意義や配慮義務その他の規定に係る新法の成立過程における国会での議論も踏まえて、第208回国会における附帯決議で求められた、消費者契約法の消費者法令における役割を多角的見地から整理し直した上で、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方についての検討をすすめること。
- 十四 消費者契約法第40条により、独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体が、適格消費者団体に対し提供する消費者紛争に関する情報を内閣府令で定める際には、消費者取引に関連する幅広い情報が提供できるよう検討すること。
- 十五 独立行政法人国民生活センターは、独立行政法人国民生活センター法第42条第2項による公表について、消費者被害の拡大を防ぐため、事業者の名称を迅速に公表することができるよう体制を整備すること。
- 十六 地方消費者行政の体制の充実・強化のため、恒久的な財政支援策を検討するとともに、消費

者行政担当者及び消費生活相談員に対する研修の充実、消費生活相談員の処遇改善等による人材の確保その他適切な施策を実施すること。

右決議する。

地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 4.11.29可決 参議院 11.30総務委員会付託 12.2本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、基準財政需要額の算定方法の改正

- 1 経済対策の事業や経済対策に合わせた独自の地域活性化策等の円滑な実施に必要となる財源を措置するため、令和4年度に限り、「臨時経済対策費」を設ける。
- 2 令和4年度に限り、地方公共団体が起こすことができることとされる臨時財政対策債について、令和4年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定において基準財政需要額から控除された額の範囲内の額とする。

二、令和4年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例

令和4年度の第2次補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、当該額の一部を、同年度内に交付しないで、令和5年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案(閣法第20号)

(衆議院 4.11.29可決 参議院 12.1総務委員会付託 12.2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術の創出を推進するため、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）について、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務等のうち一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための基金を設けるとともに、当該基金等に対して電波利用料を財源として補助金を交付するための規定を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、機構は、革新的な情報通信技術の創出のための公募による研究開発等に係る業務であって一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための情報通信研究開発基金を設け、政府により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。
- 二、政府は、予算の範囲内において、機構に対し、情報通信研究開発基金に充てる資金を補助することができることし、あわせて、基金の運用方法の制限等について規定する。
- 三、機構は、毎事業年度、情報通信研究開発基金に係る業務に関する報告書を作成して総務大臣に提出するとともに、総務大臣は、当該報告書に意見を付けて、国会に報告しなければならないことする。
- 四、機構は、情報通信研究開発基金に係る業務について、一般財源と電波利用料財源ごとに、経理を区分し、勘定を設けて整理しなければならないこととする。
- 五、総務大臣が交付する電波利用料を財源とする補助金を、情報通信研究開発基金その他の周波数の有効利用に資する研究開発を複数年度にわたり実施するための基金に充てることができる旨を明確化するとともに、総務大臣は、当該基金の使用状況を毎会計年度公表するものとする。
- 六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (4.12.2総務委員会議決)

政府及び国立研究開発法人情報通信研究機構は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現

に努めるべきである。

- 一、政府は、ビヨンド5Gを始めとする情報通信技術が今後の社会や産業の基盤として重要であることを踏まえ、その技術の迅速かつ確実な進展と成果の社会実装に向けて継続的かつ十分な支援措置を行うこと。
- 二、政府は、ビヨンド5Gにおける我が国の国際競争力を確保するため、研究開発計画の具体化や研究開発支援の拡大等を進めるとともに、ビヨンド5Gに係る国際標準規格において、必要不可欠な特許権等の知的財産権を我が国の事業者がより多く取得できるよう、官民を挙げて戦略的に取り組むこと。
- 三、政府は、ビヨンド5Gの早期実現とグローバル展開を加速するため、戦略的パートナーとの国際連携を推進するとともに、2025年の大阪・関西万博において我が国の研究成果等を広く発信できるよう着実に取組を進めること。
- 四、アフターコロナの時代においても情報通信の果たす役割が重要となることに鑑み、機構においては、我が国唯一の情報通信に特化した公的研究機関としての使命を再認識するとともに、ビヨンド5Gを始めとした研究開発に不斷にいそしみ、その成果の社会実装に向けて貢献すること。また、政府は、機構の業務の評価を適切に行うとともに、必要な人員・予算等を確保するよう努めること。
- 五、機構は、その委託・助成による研究開発については、本法により造成される基金によるものも含め、効果的・効率的に行われるよう当該研究開発の評価・検証を適切に行うとともに、その実施状況や検証結果について適時・適切に公表するなど透明化を図ること。
- 六、政府は、本法による電波利用料の基金への活用に当たっては、電波利用料が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を原則として全ての無線局について公平に負担するものであることに鑑み、基金に充てられた電波利用料の使途を公表するとともに、電波の適正な利用の確保に資する事務・事業となるよう留意し、最大限効率的に活用されるよう適正化を図ること。
- 七、政府は、高齢化や過疎化などの社会課題に直面する地方を活性化し、持続可能な経済社会を実現するため、光ファイバ、5G、データセンター等の情報通信インフラ整備については、地方のニーズを適確に反映するとともに、遅滞することなく迅速に推進すること。
- 八、政府は、今後ビヨンド5Gを始めとする情報通信技術の発展により、電波が一層貴重な資源となることが見込まれることから、その有効活用に向けた取組に努めること。
- 九、政府は、情報通信技術の発展とともに、情報セキュリティ対策や個人情報保護の重要性が一層高まっていることを踏まえ、国民の権利利益の侵害を未然に防止することができるよう、安全性・信頼性の高い情報通信ネットワークの構築に向けた研究開発等を推進すること。

右決議する。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 4.11.29可決 参議院 12.1文教科学委員会付託 12.2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）について、新たな業務を追加するとともに、当該業務に要する費用に充てるための基金を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、機構の目的に、三の基本指針に基づいて学部等（大学の学部、学科及び研究科並びに高等専門学校の学科をいう。以下同じ。）の設置その他組織の変更に関する助成金の交付を行うことにより、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もって我が国社会の発展に寄与することを追加する。
- 二、機構の業務に、三の基本指針に定める分野の学部等の設置その他文部科学省令で定める組織の変更に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務（以下「助成業務」という。）及びこれ

に附帯する業務（以下「助成業務等」という。）を追加する。

三、文部科学大臣は、助成業務の実施に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。基本指針を定め、又は変更しようとするときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

四、機構は、基本指針に即して、助成業務の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。実施方針を変更しようとするときも、同様とする。

五、機構は、助成業務等に要する費用に充てるために基金を設ける。政府は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

六、機構は、毎事業年度、助成業務等に関する報告書を作成し、文部科学大臣に提出しなければならない。文部科学大臣は、当該報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

七、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】 (4.12.2文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、令和四年度第2次補正予算関連である本法の緊要性を踏まえ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における基金の創設を速やかに進め、高度専門人材の育成を担う大学等が予見可能性をもって成長分野への学部再編等に取り組むための環境整備に早急に着手すること。

二、今般新たに創設される基金については、多額の国費を中心とした複数年度にわたる支援であることを踏まえ、基金の適正な執行や助成業務の実施状況等について、国会への報告を通じ高い透明性を確保すること。また、基金の活用を通じた大学等の学部再編等の結果として、我が国の成長や社会の発展に寄与しうる分野の高度専門人材の育成状況等について調査・検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

三、文部科学大臣が定める基本指針において、助成金の交付対象となる教育研究の分野や選定方法等を定めるに当たっては、適切な大学等に助成されるよう有識者の意見を十分に踏まえた上で公平性・公正性が確保された基準とすること。その際、定員未充足が継続するなど経営に過度に課題のある大学等に措置されることのないよう、適正な選定方法の在り方に留意すること。

四、学校法人及び公立大学法人が行う学部等の設置等については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による助成金の交付対象として選定される場合においても、大学設置・学校法人審議会の審査を経て文部科学大臣の認可が必要であることから、両者の審査項目を精査し、重複するものについては、手続の簡素化を図るなど、大学等の負担軽減に努めること。

五、今般新たに創設される基金は成長分野をけん引する高度専門人材の育成を目的とするものであることを踏まえ、基金において支援する大学等の学部再編等に加え、質の高い教員の確保や教員一人当たりの学生数の改善などを通じ、学生が主体的な学修を実現するための適正な教育環境を整備するとともに、企業や地域におけるリカレント教育の促進など、高度専門人材の育成に向けた各種施策の総合的な推進を図ること。

六、量子コンピュータや人工知能など先端分野における国際競争の激化に伴い、科学技術の研究・開発やデータサイエンス分野等に係る人材が求められる現状を踏まえ、高等教育段階の理系人材を量的・質的に確保し研究力の強化を図る観点から、初等中等教育段階における自然科学に対する興味と志向の醸成に努めること。また、我が国では理工系の学部等に進学する女子の割合が男子と比較して大幅に少ないことから、その原因を調査するとともに、理工系の学部等への女子進学者を増加させる取組を行う大学等に対する支援を実施すること。

七、大学等の学部再編等に助成する基金の創設のみならず、これまで措置されてきた国立大学法人運営費交付金、私立大学等経常費補助金及び独立行政法人国立高等専門学校機構運営費交付金に係る基盤的経費や競争的研究費などの大学・高等専門学校への資金が十分に確保されるよう、引き続き大学等の長期的、安定的な運営及び研究基盤構築のための財政措置を講ずること。

八、我が国が成長・発展を持続するためには、未来への先行投資である教育の充実が何よりも重要であることに鑑み、次世代を担う子どもたちが等しく教育を受ける機会を得られるよう引き続き教育費の負担軽減を図るとともに、必要な教育予算の確保に一層努めること。

右決議する。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案(閣法第22号)

(衆議院 4.12.8修正議決 参議院 12.8消費者問題に関する特別委員会付託 12.10本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）は、寄附の勧誘を行うに当たり、寄附の勧誘が個人（事業のために契約の当事者となる場合又は単独行為をする場合におけるものを除く。以下同じ。）の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすることなど、配慮しなければならない事項を規定するとともに、寄附の勧誘に関する禁止行為として、不当な勧誘により寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならないこと及び借入れ等による資金調達を要求してはならないことを規定する。

二、法人等が禁止行為に違反した場合の勧告、命令等の行政上の措置等について規定するとともに、当該行政措置に係る罰則について規定する。

三、不当な勧誘により個人が困惑して寄附を行った場合における意思表示の取消しについて規定するとともに、扶養義務等に係る定期金債権について、確定期限の到来していない部分を保全するための債権者代位権の行使に係る特例を設ける。

四、国は、法人等の不当な勧誘により寄附をした者等が権利の適切な行使により被害の回復等を図ることができるようするため、日本司法支援センターと関係機関及び関係団体等との連携の強化を図り、利用しやすい相談体制を整備する等必要な支援に関する施策を講ずるよう努めなければならないものとする。

五、この法律の運用に当たっては、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しなければならないものとする。

六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、法人等が寄附の勧誘を行うに当たって、「配慮しなければならない」とあるのを「十分に配慮しなければならない」に改めること、寄附を勧説する際の配慮義務の遵守に係る勧告、公表等についての規定を創設すること、この法律の規定についての検討に関して、施行後「3年を目途」とあるのを「2年を目途」に改めること等を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】 (4.12.10消費者問題に関する特別委員会議決)

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(閣法第18号)と同一内容の附帯決議が行われている。

本院議員提出法律案

こどもに関する公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策の推進に関する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、こどもがひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に寄与するため、こどもに関する公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策について、基本理念、国の責務その他の必要な事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進しようとするものである。

総合的経済安全保障施策推進法案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の安全保障が、防衛、外交、経済、科学技術、文化等の各分野の施策を総合的に講ずることによって確保されるものであるとともに、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い経済安全保障施策の推進が喫緊の課題となっていることに鑑み、我が国及び国民の安全の確保に資するため、経済安全保障施策の推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、経済安全保障施策の基本となる事項を定めることにより、経済安全保障施策を総合的に推進しようとするものである。

電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の使用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないようにするために講すべき措置等に関する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、電気料金が高騰している現状に鑑み、電気の使用者の負担の軽減を図るために、当分の間の措置として、電気の使用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないようにするために講すべき措置について定め、あわせて、再生可能エネルギー電気の供給の促進に要する費用の在り方についての政府における検討について定めようとするものである。

国の儀式として行う葬儀に関する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の儀式として行う葬儀については、大喪の礼及び上皇の喪儀に限ることとするものである。

令和四年度における外国為替資金特別会計からの繰入れの特別措置に関する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近の外国為替資金特別会計における資金及びその運用の状況に鑑み、令和4年度の一般会計補正予算（第2号）における公債の発行に代わる財源として、同特別会計の資金を現下の物価の高騰により厳しい状況にある生活者及び事業者への支援その他国民生活の安定を図る等のために講ぜられる措置に有効に活用することができるようするため、同年度における同特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置を定めるものである。

規制の新設等に際し規制の総量の削減の実施を確保する制度の導入に関する法律案(参第

6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、規制改革として様々な取組が行われてきているものの、規制の総量の削減が進んでおらず、他方で、規制の新設等が行われていることにより、事業者等による自由な経済活動が妨げられている状況にあることに鑑み、これを解消するため、規制の新設等に際し規制の総量の削減の実施を確保する制度の導入について、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めようとするものである。

刑法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する等の法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、心理的な支配を利用して財物を交付させる等の行為により深刻な被害が発生していること等に鑑み、心理的支配利用の罪を新設するとともに、当該罪に当たる行為が組織的に行われたときの法定刑の加重を行おうとするものである。

衆議院議員提出法律案

(衆議院議員提出法律案は、参議院に送付されたもののみ掲載)

令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第9号)

(衆議院 4.11.4可決 参議院 11.7内閣委員会付託 11.9本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」とは、原油価格及び物価が高騰している状況に鑑み、令和4年9月20日に閣議において決定された令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用に基づく生活支援臨時特別事業費補助金を財源として市町村（特別区を含む。）から支給される給付金で、低所得者世帯への支援の観点から支給されるものをいう。

二、差押禁止等

- 1 令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 2 令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

三、非課税

租税その他の公課は、令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についても適用する。ただし、二の規定の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第10号)

(衆議院 4.11.4可決 参議院 11.10議院運営委員会付託 11.11本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員の秘書の給料月額の一部を改定すること。
- 二、令和4年12月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 三、令和5年度以後の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 四、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一については令和4年4月1日から適用し、三については令和5年4月1日から施行すること。

離島振興法の一部を改正する法律案(衆第12号)

(衆議院 4.11.10可決 参議院 11.14国土交通委員会付託 11.18本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 一 離島が担っている我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割として、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用を追加するとともに、この法律により離島の基礎条件の改善等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を実施する等に当たっては、離島と継続的な関係を有する島外の人材も活用しつつ行うべきことを明記することとする。

- 二 都道府県は、基本理念にのっとり、その区域の自然的・社会的諸条件に応じた離島の振興のために必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する離島の振興のために必要な情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとすることとする。
- 三 国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等においても、離島振興対策実施地域の住民が他の地域の住民とできる限り同様の生活の安定及び福祉の向上に係るサービスを享受できるよう適切な配慮をするものとすることとする。
- 四 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域において、人口の減少及び高齢化の進展が著しい小規模な離島の島民が日常生活を営むために必要な環境の維持等が図られるよう適切な配慮をするものとすることとする。
- 五 国は、国が行う規制の見直しに関する提案の募集に応じてその全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である地方公共団体から提案があったときは、離島の振興を図るために、離島振興対策実施地域の自然的・経済的・社会的諸条件及び地域社会への影響を踏まえ、当該提案に係る規制の見直しについて適切な配慮をするものとすることとする。
- 六 離島振興法の有効期限を令和15年3月31日まで10年間延長することとする。
- 七 この法律は、令和5年4月1日から施行することとする。ただし、六及びこれに伴う規定の整備については、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】 (4.11.15国土交通委員会議決)

離島は、領域、排他的経済水域の保全、文化の継承、自然環境の保全、食料の供給の場等の多様で重要な役割を担っている。一方、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的・社会的条件の下にある。このため、離島における安全で安心な島民の生活を確保し、今後も離島に人が住み続け、その役割を最大限發揮できるよう、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 離島の振興のための施策は、離島が海等によって本土又は他の離島と隔てられていることに起因する諸条件に係る不利を補正し、離島と本土又は他の離島との一体性を確保するという観点を踏まえ、講ぜられなければならないこと。また、それに伴い離島と本土等の間の架橋が整備された際には、当該地域の実情に配慮しつつ、離島振興対策実施地域の指定が直ちに解除されることのないよう同地域の指定解除基準についても検討すること。
- 二 島内の消費を伸ばし、離島経済の活性化を図るため、旅行者等の来訪を促す取組の支援を強化し、交流人口の増加を図ること。
- 三 離島の物価が本土に比べて高い傾向にあること、また、離島振興法第19条の規定の趣旨等をも踏まえ、離島の振興に寄与するものに関する調査研究を既成概念にとらわれずに行うとともに、支援の在り方について検討を行い、ガソリン価格の低廉化に関する事業における支援を強化する等の必要な措置を講じ、離島におけるガソリン小売価格を引き下げる。
- 四 医療提供体制の確保は島民が離島で安心して生活し続けていく上で必要不可欠であることを踏まえ、医師等の確保に努めつつ、オンライン診療、電子処方箋等の遠隔医療を活用できる環境整備を推進するとともに、離島における看護師が実施可能な医療行為に対する支援、看護師等の待遇改善や人員設置基準の緩和等について検討すること。
- 五 離島振興に関する現状の財政措置についての調査研究を行うとともに、地方公共団体が離島振興計画を達成するために行う事業に要する経費に対して必要な財政措置を講ずること。
- 六 離島が海等によって本土又は他の離島と隔てられていることに起因する諸条件に係る不利を補正し、離島と本土又は他の離島との一体性を確保する観点から離島に係る交通関連事業者を支援する地方公共団体に対する支援の在り方について検討すること。
- 右決議する。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆第15号)

(衆議院 4.11.21可決 参議院 12.7厚生労働委員会付託 12.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）に基づく給付金の支給の請求の状況に鑑み、給付金の請求期限を延長するとともに、C型肝炎ウイルスにより劇症肝炎に罹患して死亡した者に係る給付金の額の引上げ等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、給付金の請求期限を5年延長し、次に掲げる日のいずれか遅い日までとする。

- 1 特別措置法の施行の日（平成20年1月16日）から起算して20年を経過する日（2において「経過日」という。）
 - 2 損害賠償の訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て（その相手方に国が含まれているものに限る。）を経過日以前にした場合における当該損害賠償についての判決が確定した日又は和解若しくは調停が成立した日から起算して1月を経過する日
- 二、特定C型肝炎ウイルス感染者のうち、C型肝炎ウイルスにより劇症肝炎（遅発性肝不全を含む。四において同じ。）に罹患して死亡した者に対する給付金の額（現行では1,200万円）を「慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がんに罹患し、又は死亡した者」と同額の4,000万円に引き上げる。

三、この法律は、公布の日から施行する。

四、C型肝炎ウイルスにより劇症肝炎に罹患して死亡した特定C型肝炎ウイルス感染者で、この法律の施行前に1,200万円の給付金の支給が行われたものについて、二により引き上げられた給付金の額（4,000万円）との差額に相当する額（2,800万円）の給付金を支給することについて、所要の経過措置を定める。

令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第16号)

(衆議院 4.11.29可決 参議院 12.2厚生労働委員会付託 12.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、令和4年度出産・子育て応援給付金の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら令和4年度出産・子育て応援給付金を使用することができるようとするため、令和4年度出産・子育て応援給付金について、差押えの禁止等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、この法律において「令和4年度出産・子育て応援給付金」とは、妊娠から出産及び子育てまでの一貫した相談支援の実効性を確保する必要性に鑑み、令和4年度の一般会計補正予算（第2号）における妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村（特別区を含む。）から支給される給付金（金銭以外の財産により行われる給付を含む。）で、妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものをいう。

二、令和4年度出産・子育て応援給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

三、令和4年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができない。

四、租税その他の公課は、令和4年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金品を標準として課することができない。

五、この法律は、公布の日から施行する。

六、この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和4年度出産・

子育て応援給付金についても適用する。ただし、二及び三の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

地方自治法の一部を改正する法律案(衆第17号)

(衆議院 4.12.8可決 参議院 12.8総務委員会付託 12.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体の議会の議員に係る請負に関する規制における請負の定義の明確化及び議員個人による請負に関する規制の緩和をするほか、災害等の場合の地方公共団体の議会の開会日の変更に関する規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和

- 1 規制の対象となる「請負」の定義を明確化する。
- 2 各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除く。

二、災害等の場合の開会日の変更に関する規定の整備

招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができる。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならない。

三、政府の措置等

- 1 政府は、事業主に対し、地方公共団体の議会の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補することができるよう、地方公共団体の議会の議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとする。
- 2 地方公共団体の議会の議員の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する法制度については、事業主の負担に配慮しつつ、かつ、他の公職の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する制度の在り方についての検討の状況も踏まえ、この法律による改正後の規定の施行の状況、1の自主的な取組の状況等を勘案して、引き続き検討が加えられるものとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二及び三は、公布の日から施行する。

【附帯決議】 (4.12.9総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一、地方議会の議員個人による請負に関する規制の緩和については、議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行うようにすること。
- 二、地方公共団体の議会の議員の選挙について、多様な人材の議会への参画につながるよう、地方制度調査会の答申や政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨等を踏まえ、引き続き立候補環境の整備に取り組むこと。
- 三、地方議会におけるオンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、オンラインによる委員会の円滑な開催に資するよう、各地方公共団体に対して必要な助言を行うよう努めること。
- 四、地方議会におけるオンラインによる本会議の開催について、国会における今後の取扱いのほか、オンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、丁寧に検討を進めること。

右決議する。

予 算

令和四年度一般会計補正予算（第2号）

令和四年度特別会計補正予算（特第2号）

（衆議院 4.11.29可決 参議院 11.29予算委員会付託 12.2本会議可決）

【概要】

日本経済は、緩やかに持ち直している。しかしながら、政府は、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響などにより、エネルギー・食料品等の価格が上昇していること、また、世界的な景気後退懸念が高まっていることから、令和4年10月28日に事業規模71.6兆円（財政支出39.0兆円）の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を閣議決定した。

経済対策の裏付けとなる令和四年度第2次補正予算は、令和4年11月8日に閣議決定された。一般会計歳出において経済対策の実施に必要な経費の追加等を行う一方、同歳入において、租税及印紙収入等の増収を見込むとともに、前年度剩余金の受入や公債金の増額を行うものである。

歳出については、物価高騰・賃上げへの取組7兆8,170億円、円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化3兆4,863億円、「新しい資本主義」の加速5兆4,956億円、防災・減災、国土強靭化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保7兆5,472億円、今後への備え4兆7,400億円、国債整理基金特別会計へ繰入6,906億円等が追加された一方、既定経費1兆774億円（うち国債費の減額9,662億円）が減額された。歳入では、租税及印紙収入3兆1,240億円の増収とともに、税外収入6,731億円の増収を見込むほか、前年度剩余金受入2兆2,732億円、公債金22兆8,520億円（建設公債2兆4,760億円、特例公債20兆3,760億円）を増額することとされた。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額は28兆9,222億円となり、これを加えた令和四年度一般会計予算の総額は歳入歳出とともに139兆2,196億円となった。

令和四年度第2次補正予算のフレーム（一般会計）

歳出の補正		歳入の補正	
1. 物価高騰・賃上げへの取組	7兆8,170億円	1. 租税及印紙収入	3兆1,240億円
2. 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化	3兆4,863億円	2. 税外収入	6,731億円
3. 「新しい資本主義」の加速	5兆4,956億円	3. 前年度剩余金受入	2兆2,732億円
4. 防災・減災、国土強靭化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保	7兆5,472億円	4. 公債金	22兆8,520億円
5. 今後への備え （1）新型コロナウイルス感染症及び 原油価格・物価高騰対策予備費	4兆7,400億円	（1）建設公債	2兆4,760億円
（2）ウクライナ情勢緊急対応予備費	3兆7,400億円	（2）特例公債	20兆3,760億円
5. 今後への備え （1）新型コロナウイルス感染症及び 原油価格・物価高騰対策予備費	1兆円		
小 計 (経済対策関係経費)	29兆861億円	合 計	28兆9,222億円
6. その他の経費	2,229億円		
7. 国債整理基金特別会計へ繰入	6,906億円		
8. 既定経費の減額	▲1兆774億円		
合 計 (A)	28兆9,222億円	合 計	28兆9,222億円
第1次補正後予算額 (B)	110兆2,973億円		110兆2,973億円
第2次補正後予算額 (A) + (B)	139兆2,196億円		139兆2,196億円

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(出所) 財務省資料より作成

条 約

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の締結について承認を求める件(閣條第1号)

(衆議院 4.11.1承認 参議院 11.14外交防衛委員会付託 11.22本会議承認)

【要旨】

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（以下「現行協定」という。）に基づくアメリカ合衆国からの牛肉についての農産品セーフガード措置が2021年（令和3年）3月に適用されたことを受け、我が国とアメリカ合衆国との間で、現行協定に関連して作成された両国政府間の交換公文上の義務に基づき当該措置の適用の条件を修正するための協議が行われた。その結果、2022年（令和4年）6月2日にワシントンにおいて、この議定書が署名された。この議定書は、前文、本文7箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、現行協定附属書I第B節第四款9(b)を改め、アメリカ合衆国からの牛肉についての農産品セーフガード措置の適用の条件を修正し、日本国は、次の全ての条件を満たす場合にのみ、当該措置をとることができる。

- 1 アメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量が、現行協定附属書Iに定める各年のセーフガード発動水準を超えること。
 - 2 4年目及びその後の各年について、アメリカ合衆国からの牛肉及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）の締約国からの牛肉の合計輸入数量が、各年のCPTPPのセーフガード発動水準を超えること。
 - 3 4年目から9年目までの各年について、アメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量が、前年におけるアメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量を超えること。
- 二、この議定書は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により相互に通告した日の後30日で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずるものとし、協定が効力を失う日に効力を失う。

予備費等承諾を求めるの件

令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 繼続審査）

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額5兆円のうち、令和3年4月30日から11月26日までの間に使用を決定した金額は3兆1,656億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費8,415億円、子育て世帯等臨時特別支援事業に必要な経費7,310億円、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費5,119億円などである。

令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 繼続審査）

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和3年4月20日から11月17日までの間に使用を決定した金額は447億円で、その内訳は、政府広報に必要な経費101億円、自衛隊が行う診療等に必要な経費92億円、建設アスベスト訴訟における和解の履行に伴う賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費86億円などである。

令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 繼続審査）

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,352億円のうち、令和3年11月26日に使用を決定した金額は23億円で、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費である。

令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

（衆議院 繼続審査）

【要旨】

令和3年9月16日に決定した経費増額総額は692億円で、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額である。

令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 繼続審査）

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額5兆円のうち、令和4年3月25日に使用を決定した金額は1兆4,529億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費6,670億円、新型コロナウイルス感染症治療薬の確保等に必要な経費4,396億円、検疫業務の実施に必要な経費1,479億円などである。

令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 繼続審査）

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和4年3月4日から3月25日までの間に使用を決定し

た金額は4,033億円で、その内訳は、燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費3,499億円、大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費310億円、漁業用燃油価格安定対策事業に必要な経費98億円などである。

令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 繼続審査）

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,352億円のうち、令和4年3月4日に使用を決定した金額は300億円で、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における燃料油価格激変緩和対策事業に必要な経費である。

令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

（衆議院 繼続審査）

【要旨】

令和4年2月22日から3月29日までの間に決定した経費増額総額は334億円で、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額である。

決算その他

令和三年度一般会計歳入歳出決算、令和三年度特別会計歳入歳出決算、令和三年度国税収納金整理資金受払計算書、令和三年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

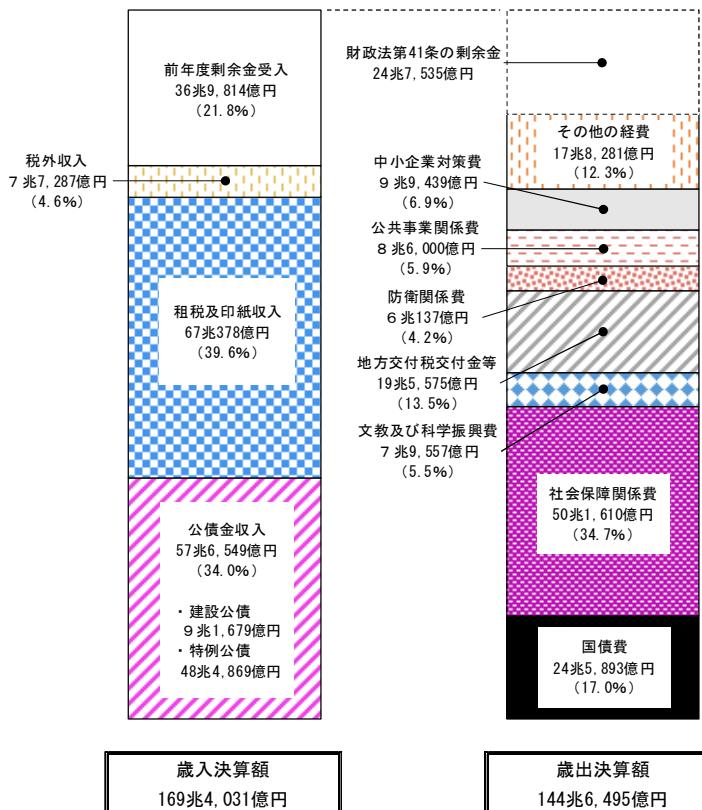
令和三年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は169兆4,031億円、歳出決算額は144兆6,495億円であり、差引き24兆7,535億円の剩余を生じた。この剩余金は、財政法第41条の規定により、令和4年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剩余金は1兆3,811億円である。

令和三年度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は455兆5,544億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は441兆814億円である。

令和三年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は90兆4,707億円であり、資金からの支払命令済額は19兆5,806億円、資金からの一般会計等の歳入への組入額は69兆4,847億円であるため、差引き1兆4,053億円の残余を生じた。

令和三年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は9,955億円、支出済額を合計した支出決算額は6,646億円である。

〈令和三年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(注) () 内は総額に占める割合であり、単位未満四捨五入。

(出所) 財務省資料より作成

令和三年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 繼続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

令和三年度国有財産増減及び現在額総計算書における3年度中の国有財産の差引純増加額は9兆2,887億円、3年度末現在額は126兆5,485億円である。

令和三年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 繼続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

令和三年度国有財産無償貸付状況総計算書における3年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は66億円、3年度末現在額は1兆2,208億円である。

N H K 決 算

日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和2年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和2年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,725億円、負債合計は4,516億円、純資産合計は8,209億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,099億円、経常事業支出は6,917億円となっており、経常事業収支差金は181億円となっている。

日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和3年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和3年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,743億円、負債合計は4,134億円、純資産合計は8,609億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,001億円、経常事業支出は6,638億円となっており、経常事業収支差金は363億円となっている。